

## 補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市公衆浴場設備改善事業
補助の区分	事業補助(協調事業補助) 事業補助(建設的事業補助)
補助の概要	公衆浴場を確保することで、地域住民の公衆衛生の向上及び増進を図るため、公衆浴場設備改善事業に要する経費に対して補助金を交付する。
補助事業者	公衆浴場法による営業許可を受けている公衆浴場の経営を5年以上行う意思のある者
補助対象経費	ボイラー等の主要設備の設置又は更新に要する経費等
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額(定額、上限、下限等)	150～180万円
※少額補助金は廃止	○少額(5万円以下)補助金の理由
補助率等	2/3(県1/3、市1/3)か基準額の少ない方
※補助率は原則1/2以下(市単独の場合)	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 補助率は2/3となるが、1/3は県が負担するため市の負担は1/3となり1/2を超えない。
数値目標等	A 数値化
	浴場経営の5年以上の継続
	○目標に対する費用対効果(計算式) 算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
※数値目標の設定検証	公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の規定に基く公衆浴場の活用について「適切な配慮に努めるもの」とされているため。
補助制度開始	平成16年3月1日
見直し時期	平成32年9月30日
補助終期	平成33年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段) 該当する全ての公衆浴場に対して事業の要望を確認するため公募は行わない
事業担当 (担当部署)	環境対策課 環境対策係
事業担当 (電話番号)	0259-63-3113